

部員数  
195名

# 女性部

## 女性部視察研修



### 美甘エリア

令和5年5月28日(日)～29日(月)にかけて、兵庫県方面に視察へ行き  
ました。  
世界文化遺産である姫路城や重要  
有形民俗文化財を展示する酒蔵の  
他、年間数万人以上の来場があるグ  
リコピア神戸等を視察し、国内外間  
わす多くの来客者に対する接客や取  
組を学びました。



### 勝山エリア

令和5年7月9日(日)、島根県方面  
に視察へ行きました。  
出雲大社は神社のお参りなどを通し  
て日本の文化を体験するとともに、周  
辺のお店を周って、観光地における個  
人事業のお店の雰囲気や学びました。  
出雲キルト美術館では、キルト作品  
の展示を見学しました。鯉やホタルな  
ど夏をイメージするキルト作品のデザ  
インから、お雛作りに活かせるような手  
法などを勉強しました。



### 落合エリア

令和5年11月13日(月)に八頭町商  
工会女性部が取組まれている国道29  
号線沿いの美化活動「おいでやすガー  
デン」を視察し、八頭町商工会女性部と  
意見交換しました。  
八頭町商工会女性部では、観光協会、  
地域の商店会、商工会青年部、地域の住  
民、行政などと実行委員会をつくり地  
域ぐるみで活動されています。  
当女性部の「花いっぱい活動」の今後  
の参考にしたいと思います。  
また、有会社社ひよこカンパニー「コ  
コガーデン」、国指定重要文化財「石谷  
家住宅」を視察しました。



### 「若手後継者等育成事業」開催

去る令和5年12月1日(金)、勝山  
文化センターにおいて令和5年度若  
手後継者等育成事業を実施しまし  
た。今年度は県女性連事業の一つで  
ある「おもてなし事業」を当会女性部  
にて実施する為の契機の一つとし  
て、「地域情報PRによる観光客誘致  
セミナー」と題した講習会を開催い  
ました。  
「おもてなし事業」実施に際してお  
越しになられた方に満足いただける  
内容とすることはもちろん、経済効  
果を見込めるものとするため、どの  
ように他地域の方に管内地域のPR  
を行い、観光客を誘致し、管内消費創  
出を図っていくべきかが学びました。  
本講習会で習得したことを活かし  
て、管内地域振興に向けて、部員一丸  
となり取り組んでまいります。



# 「オールおかやま」商工会マルシェ

令和5年10月28日(土)に岡山市サウスヴィレッジにて、「オールおかやま」商工会マルシェが開催されました。岡山県内20商工会から73事業者が出展参加、真庭商工会からは5事業者が参加し、地元の特産品をPRしました。開催当日は晴天に恵まれ多くの人で賑わい、商工会地域の魅力に触れてもらうことができました。イベントでは、ビンゴ大会やスタンプラリーが行われ、来場者と出展者が一体となりイベントを盛り上げました。



## 真庭商工会『商業部会』視察研修に行ってきました!

令和5年11月15日(水)～16日(木)に兵庫県淡路島～香川方面にかけて、商業部会の視察研修を実施しました。視察研修には、14名が参加し、株式会社パソナグループの渡部氏に「地方創生」をテーマに、少子高齢化や過疎化等の数々の問題点に対する同社の取組について紹介いただき、多くの事を学ぶことが出来、非常に有意義な研修会となりました。



研修先(のじまスコラ)での集合写真



「地方創生」をテーマにした研修の様子

## 事業承継セミナー開催のお知らせ

昨今話題になることも多い『事業承継』ですが、事業承継には複数の形態が存在します。また、取組みが遅れると選択肢が限られることや、後継者に大きな負担が掛かることもあります。本セミナーでは『事業承継』を正しく学んでいただき、早めの対応を促すことで各事業者にあった最善の『事業承継』を実行していただくためのものです。

また、後継者が不在の事業者でもM&A(事業譲渡)による第三者への承継についても学んでいただきます。

- 日時** 令和6年1月19日(金曜日)  
○事業承継セミナー 14:00～16:00  
○個別相談(2社程度) 16:00～17:00
- 会場** 真庭商工会本部 会議室(真庭市鍋屋6)
- 受講料** 無料
- 講師** 藤井 正徳 氏(中小企業診断士)
- 内容**
  - ・事業承継とは?
  - ・事業承継3類型
  - ・早めの対策の必要性
  - ・後継者候補が不在の場合
- 問合せ先** 0867-42-4325(真庭商工会本部)

**重要**

(インボイス登録事業者)

# 適格請求書発行事業者の皆様へ

適格請求書発行事業者として登録された情報(氏名・法人名・登録番号など)は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、下記の義務が課されます。

国税庁適格請求書  
発行事業者公表サイト



1

## ○ 適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書(インボイス)を交付する。

2

## ○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

## ○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

## ○ 写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります(事業者免税点制度の適用はありません)。

## 令和6年1月1日から改正された電子帳簿保存法が適用されます。

### 電子帳簿保存法

### 電子取引データの保存方法をご確認ください

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。

#### どのようなデータが必要なの？

- ・紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)に相当するデータを保存する必要があります。
- ・あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければなりません。
- ・受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。



#### どのように保存する必要があるの？

- ・改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- ・「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ・ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。



#### もっとくわしく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます。

